

事業名	県営農村災害対策整備事業	地区名	吾川	市町村名	仁淀川町
事業期間	平成22年度～27年度	事業主体	高知県		
総事業費	650,000千円	負担割合	(国)55%	(県)35%	(町)10%

◇ 事業概要(目的及び内容の説明)

①対象者(受益者)

	上名野川	北川・下北川	長屋・鹿森	藤ノ野・桜	大板	合計
地域面積(ha)	24.1	14.1	13.7	19.3	13.5	84.7
農家戸数(戸)	58	49	18	30	29	184
人口(人)	109	110	40	59	74	392
受益面積(ha)	0.9	4.6	5.4	6.7	1.6	19.2
受益戸数(戸)	8	10	4	2	0	24

②目的

- 南海震災や豪雨等の大災害から農村住民の生命・財産を守る。
- ・南海地震による強い揺れや、豪雨等による風水害等から農村住民の生命・財産を守る
 - ・南海地震や豪雨等の被災時の避難路を確保し、農村住民を守る。

③整備手法

集落名	工種	事業量	事業内容
鹿森・長屋	土砂崩壊防止対策	1ヶ所	土留工 2ヶ所/排水ボーリング工 2ヶ所
		2ヶ所	排水路局部改修 L=200m / 土砂止堰堤 1ヶ所
	緊急避難路整備	2ヶ所	橋梁改修 2ヶ所
藤ノ野・桜	土砂崩壊防止対策	2ヶ所	排水路局部改修 L=400m / 土砂止堰堤 4ヶ所
	緊急避難路整備	1ヶ所	避難路 L=200m
北川・下北川	土砂崩壊防止対策	3ヶ所	土留工 3ヶ所/排水ボーリング工 3ヶ所
		1ヶ所	排水路局部改修 L=260m
上名野川	土砂崩壊防止対策	1ヶ所	土留工 1ヶ所
	緊急避難路整備	3ヶ所	橋梁耐震化 2ヶ所、避難路 1ヶ所 L=120m
大板	土砂崩壊防止対策	1ヶ所	土留擁壁工 1カ所
	緊急避難路整備	1ヶ所	落石防護ストンガード1.0式

1 対象者とそのニーズの説明

- ①事業の対象者(地域あるいは受益者)が、現状でどのような問題や課題を持ち、それをどんな状態に改善する必要があるのか

本地区は急峻な斜面に集落が点在する山間部の典型的な地域である。斜面を利用したお茶やぜんまい等の栽培を中心として、林業との複合経営を主体とする農村集落である。

農地の耕作放棄地も増加傾向にある過疎・高齢化の集落では、近年、南海大震災や局地的な豪雨に対する恐怖を抱えており、町の地域防災計画にも早急な防災対策の必要性を掲げている。

また集落では大災害に備えた話し合いを重ねる毎、自主防災組織の設立の必要性の認識が高まっている。

こうしたなか、本事業基本計画策定において実施した各集落での聴き取りやワークショップを重ねるなかで南海地震や豪雨から生命を守るために種々の課題が掲げられており、本事業はこの課題を解決すべく実施するものである。

②その問題を生じている原因は何か、課題を解決するために必要な条件は何か

仁淀川沿いの地質は秩父帯で形成され強い圧力を受けて破碎されたものが多く、豪雨の際に大規模な崩壊現象を起す傾向があり、非常に災害の多い危険地帯となっている。

1) 南海地震の強い揺れや、豪雨による土砂崩壊等から地域住民の生命・財産を守る。

- ・本地域には土砂崩壊の危険性のある箇所が多数存在しているため土留工等の対策工法を実施する

2) 大震災や豪雨災害の避難経路の確保

- ・土砂災害危険区域にある集落においては、避難場所は比較的安全な箇所に確保されている場合が多い。しかし、各集落から避難場所までの移動時には、橋梁の老朽化等の危険要因が存在しているため、老朽化対策、耐震補強を実施し、安全な避難路の確保を図る。
- ・集落の幹線道でありながら幅員(2.5m)と狭く、緊急車両の通行に支障を来している状況のため、避難路の幅員確保(W=5.0m)を行う。

③課題解決をしなかった場合、どのような影響があるのか。

- ・南海地震・豪雨災害による人命・公共施設への被害

- ・対策工を実施すべきブロック内に人家が存在し、ひとたび災害発生となると人命・財産に重大な危害を及ぼすため緊急な対策が必要。

	上名野川	北川・下北川	長屋・鹿森	藤ノ野・桜	大板	合計
集落人口(人)	109	110	40	59	74	392
想定被害者数(人)	8	10	4	2	—	24

- ・対象区の中には国道33号線の雨量規制で、迂回路役割をなす集落内町道、農道が存在し、土砂崩壊などがライフラインに与える影響は計り知れない。

- ・南海地震、また豪雨が発生すれば地域全体に被害が予想されるが、今回の対策工を実施しない場合、今回の事業予定箇所では次のような被害が想定される。 千円

公共道路	農道	用排水路	農地	農業被害	家屋
255,000	310,545	71,832	166,705	53,230	366,000

- ・生活基盤の被災による農業への影響

- ・土砂崩壊が起こった場合は、地区内の広い範囲にわたって被災し、農業用施設、農地、家屋等を含めた集落全体が壊滅状態に陥る。

- ・これにより被災集落はもとより、隣接する集落を含めた集落活動が成り立たなくなる。

2 整備手法の選択理由

①ニーズや課題解決に対し、これまで、どのような対策を講じてきたか。

地域住民や仁淀川町を中心に、施設の適正な管理や簡易な補修を行ってきた。また、豪雨時には自主的に避難を行うなど、地域でも危機意識を持って自助、共助の取り組みを行っている。こうした活動の中から地域住民が必要な最小限の整備を望む声が高まってきた。

②この事業の整備手法が、ニーズにどのように適合しているか(原因や必要条件との関連性)

地域住民の声を直接聞き、対策工事の必要性、重要性を現場で確認し整備手法を決定したもので、地域住民のニーズそのものである。

③他に考えられる整備手法より、この手法が優れていると考えている理由(複数の選択肢との比較検討)尚、比較検討の際にはランニングコストも含むこと)

○ 土砂崩壊防止対策・避難路整備

(他に考えられる事業)

・耕地自然災害防止事業(県単事業) 補助率 県:50%

※農村災害対策整備事業 国:55% 県:35%

以上により、本事業が有利である。

3 事業の全体コストの把握

①総投資額(ランニングコストを含む)に対する費用対効果

被害想定額(C)	総事業費(C)	投資効率(B/C)
1,223,312	682,500	= 1.79

②事業費の負担額及び対象者(受益者)の負担額の妥当性

	負担率(%)	負担金額(千円)
国	55	375,375
県	35	238,875
市町村	10	68,250
合計	100	682,500

・計画的な財政負担が可能か

県費負担については、予算調整を図る。

※ [県の負担率]

(国庫補助率)	55%		
(後進地嵩上げに伴う嵩上げ補助率)		$55\% \times 1.25 =$	68.75%

※ [県の当該年度一般財源負担]

起債(一般公共事業債)		$35\% \times 0.9 =$	31.5%
	$35\% - 31.5\% =$		3.5%

※ [県の実質負担]

起債	31.5%	(うち交付税算入 $31.5\% \times 0.3 = 9.45\%$)	
(実質県負担)	$90\% - 68.75\% - 9.45\% =$		11.8%

・対象者の負担について無理のない償還計画が立つか

- ・仁淀川町が全額負担するので受益者負担はない。
- ・また町負担分についても、過疎債(充当率おおむね100%(実質95%)、交付税算入率70%)等の有利債が充当可能である。

4 目標水準(地域構想あるいは営農計画等)の設定[完了後おおむね5年以内での目標を想定]

目標

- ・急傾斜地を活用したお茶・ゼンマイ等の栽培が盛んな当地区の農業が、本事業の導入によって安心安全な環境が確保出来ることで、集落及び地域農業の持続また活性化につながる。
- ・本事業の導入を契機とした集落の自主防災組織の設立と、近隣集落と連携した広域的な防災組織へと発展し、自主防災組織間の共助に向けての取り組みが活発になる。

現状

- ・中山間集落ではひとたび大災害が発生すると、完全に孤立し住民の生存確認はおろか生活物資の輸送も困難な状況に陥るのは明白である。
- ・地区内には、比較的安全な場所に避難場所(集会所等)がある場合が多く、大災害が発生すると、この難場所へ素早く安全に避難できる環境を住民は熱望している。

5 その他(事業を推進するために必要な法令上の許認可手続き(地元の同意状況を含む)や課題等)

土地改良法に基づく法手続きが必要となるが、対策工等は地区住民(受益者)からの要望であるため、十分に同意を得られる見込みである。